

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

練馬区は74万の人口を擁する住宅都市で、東京都内では2番目の人口規模であり、現在も増加を続けている。それに伴い、高齢者人口(65歳以上) 高齢化率も増加しており、超高齢社会を迎えている。今後も高齢者人口の増加とともに高齢化が進むことが予測される。

練馬区においては、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」等の生活に関連する事業所が多いのが特徴であるが、「製造業」についても優れた技術を持つ事業所が存在するなど、多様な業種が地域経済の発展に貢献している。

従業者数規模別事務所数をみると、従業者数が19人以下の事務所が全体の9割以上を占めており、区内事業者の多くが小規模事業者である。こうした中で、全国的な課題でもあるが、人手不足、後継者不足等が大きな課題となっている。

区内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが求められる。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、区内の設備投資を活発化させ、練馬区の更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

練馬区の産業は、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」、「不動産業、物品賃貸業」等と多岐にわたり、多様な業種が区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多

様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

練馬区では広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は区内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

練馬区の事業者は小規模事業者の割合がほとんどを占めており、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」、「不動産業、物品賃貸業」等と多岐にわたり多様な業種が区の経済、雇用を支えており、業種・事業によらず広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。